

(フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律)

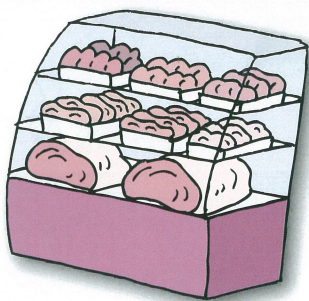
フロン排出抑制法でこうなる!

機器の所有者、ユーザーの責任が増加

1 冷凍空調機器の簡易点検・定期点検の義務化

- ①全ての機器を対象に、日常的に実施する簡易点検の実施（3ヵ月に1回以上）
 - 専門業者がアドバイスをする。
- ②下記の機器については、定期点検の義務化（専門家に依頼）

機 種	圧縮機電動機定格出力	定期点検頻度
エアコンディショナー	7.5kW 以上 50kW 未満	3年に1回以上
	50kW 以上	1年に1回以上
冷凍・冷蔵機器	7.5kW 以上	1年に1回以上



※一定規模以上の機器の定期点検は、「十分な知見を有する者」（専門知識を持った者）いわゆる「冷媒フロン類取扱技術者」等が実施する。

2 漏えいを発見した場合には、速やかな漏えい箇所の特定及び修理を実施

- フロン類の漏えいが見つかった際、修理をしないでフロン類を充填することの原則禁止（繰り返し充填の原則禁止）
- 適切な専門業者に修理、フロン類の充填を依頼

3 機器の点検・修理やフロン類の充填・回収等の機器整備に関する履歴の記録・保存義務

- ①適切な管理を行うため、機器の整備については、記録簿に履歴を記録し、記録簿は機器を廃棄するまで保存しなければならない。
- ②適切な専門業者に整備を依頼し、整備の記録を記入。

4 算定漏えい量の報告

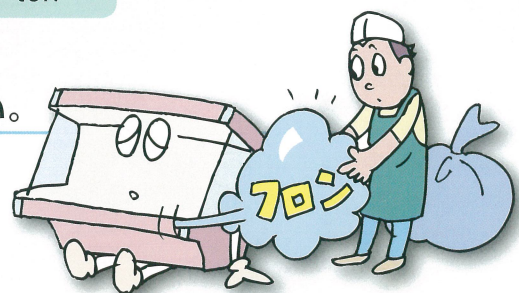
- ①1年間にフロン類をCO₂換算値で1,000CO₂-ton以上漏えいした事業者は国へ報告する義務

$$\text{漏えい量} = \text{充填量} * \text{GWP (CO}_2\text{換算値)} \geq 1,000\text{CO}_2\text{-ton}$$

※充填量＝機器の整備時における（充填量－回収量）

5 機器を廃棄する際は、フロン類を回収しなければならない。

- ①第一種フロン類充填回収業者に依頼して、フロン類を回収した後、機器を廃棄する。
 - ②回収依頼の際は、行程管理票を交付しなければならない。
- ※5は、法改正前からの義務



以下のような場合、管理者に罰則が科せられます。

- 1) フロンをみだりに放出した場合（1年以下の懲役又は50万円以下の罰金）
- 2) 上記1～3の「判断の基準」に違反した場合（50万円以下の罰金）
- 3) 上記5の行程管理票の交付を怠った場合（50万円以下の罰金）
- 4) 国から求められた「管理の適正化の実施状況報告」の未報告、虚偽報告（20万円以下の罰金）
- 5) 都道府県の立入検査の収去の拒否、妨げ、忌避した場合（20万円以下の罰金）
- 6) 上記4の算定漏えい量の未報告、虚偽報告をした場合（10万円以下の過料）

業務用冷凍空調機器使用時のフロンの漏えいは地球規模の問題であると同時に、機器の能力を低下させ、ランニングコスト上昇・修繕費増加に直結するビジネスの問題でもあります。この星の未来のために、ビジネスの未来のために、冷媒フロン類取扱技術者等による定期点検と機器使用者による管理が必要です。

「冷媒フロン類取扱技術者」等による定期点検・予防保全が有効です。

機器トラブル発生後では、フロンがほとんど漏えいしているケースがあり、能力低下・被害の拡大を防ぐために、管理システム・点検・整備に精通し、認定を受けたエキスパート（冷媒フロン類取扱技術者等）による点検と早期の予防保全措置の実施が必要です。

冷媒フロン類取扱技術者

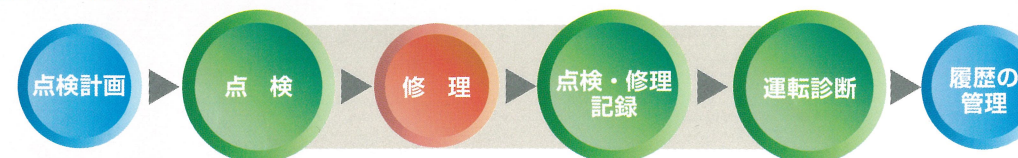
- 運転履歴、点検記録簿の確認
- 間接法・直接法による点検
- 点検・修理記録簿への記載
- 機器所有者、管理者への報告

※「冷媒フロン類取扱技術者」による定期点検は所有者のご負担となります。

冷媒フロン類取扱技術者証



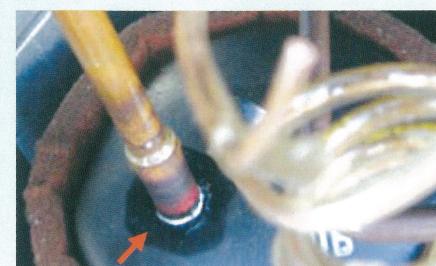
冷媒管理・点検フロー



漏えい点検・修理の手順

1 システム漏えいの点検

- 目視による冷媒システム全体の外観点検
- ①油漏れ ②局所的な凍結 ③著しい腐食
 - ④着霜 ⑤漏れの痕跡 ⑥機器の損傷
 - ⑦冷媒液面低下 ⑧溶栓の変形



油漏れやしみで漏えいを確認

2 間接法による点検（運転診断）

運転中の状態値（圧力・温度・電流など）、運転記録等から総合的に漏えいの有無を診断

3 直接法による点検

- 漏えい箇所を特定するためのピンポイント点検
- ①発泡液法 ②電子式漏えいガス検知法
 - ③蛍光剤法

エキスパートならではの視点と技術で点検を進めます。

4 修理

- 冷媒回収作業（フロン排出抑制法の遵守）
- 配管・機器の振動・伸縮・腐敗等による機器の損傷防止対策（予防保全措置を含む）
- 漏えい修理
- 修理後、漏えい試験による漏れ確認（気密試験・加圧漏えい試験・真空試験）



発泡液で漏えいを確認

5 点検修理結果の記録

- ①作業年月日 ②点検実施者 ③初期充填量
- ④漏えいの有無 ⑤漏れの原因と処置
- ⑥回収量・補充量など



電子式漏えいガス検知器で漏えいを確認

●冷媒漏えい点検・整備記録簿の例

※記録簿は、日設連・日冷工のホームページからダウンロードできます。

冷媒漏えい点検・整備記録簿(汎用版)		2007年11月11日～2013年8月15日		管理番号	AB00010	補足事項								
施設所有者	(株)スーパーフロン			設備製造者	〇〇冷凍機(株)									
施設名称	スーパーフロン 経済店	系統名	A-1	設置年月日	2007年11月20日									
施設所在地	〒887-8543 〇〇県経済市南町1-2-3	TEL	03-8785-1111	分類	別室型冷凍機ケース 型式 SA400									
運転管理責任者	伊藤 次郎	TEL	03-8785-1112	使用機器	製造 SN123456 用途 冷凍用-プロダ									
冷凍空調設備種別	〒100-0001 〇〇県〇〇市〇〇町1-1-1	TEL	00-0000-0000	出力(kW)	合計冷媒量 合計回収量 合計排出量 CO2トン									
冷凍空調設備種別	〒222-0001 〇〇県〇〇市〇〇町2-2-2	TEL	22-2222-2222	冷媒量(kg)	R-404A 0.0 60.0 29.4									
使用冷媒		TEL		初期総充填量(kg)	20.0									
主要冷媒のGWP値	R11 4750 R12 10900 R32 675 R134a 1430 R22 1810 R123 77 R245fa 4660 R502 3920 R404A 2110 R407A 1770 R407C 2060 R410A 2230 R152a 124 R142b 2310													
作業年月日		点検・整備区分		充填量(kg)	回収量(kg)	点検内容	点検結果	漏えい・故障の原因	修理の内容	点検・修理・回収業者名	技術者氏名	技術者No.	修理理由	修理予定日
2007.11.11		出発時総充填量	0.0											
2007.11.11		設置時追加充填量	20.0											
2011.10.20		定期点検	20.0	15.5		圧力・温度・電流	なし	異常・異音	フロン補充	佐藤太郎	R12445			
2011.11.18		故障呼出し				漏れ(電子式検知器)	あり	配管(電子式検知器)	ろう付け	佐藤太郎	R12445			2011.12.20
2011.11.20		漏えい修理	20.0	18.0		漏れ(電子式検知器)	なし	配管(電子式検知器)	ろう付け	鈴木四郎	R12446			
2012.10.15		定期点検				運転中の状態値	なし	運転中の状態値		鈴木四郎	R12446			
2013.8.15		故障呼出し	20.0	19.0		漏れ(電子式検知器)	あり	配管(電子式検知器)	ろう付け	ABC設備	中村三郎	R12447		